住まいの耐震化を応援します

昭和56年5月31日以前に建てられた家にお住まいの皆様へ

平成7年の阪神・淡路大震災では、約5,500人もの方々が亡くなられ、そのうちの9割の方は、建物の倒壊などによる圧死が原因でした。

東日本大震災では、地震と津波によって 10 万 6 千戸以上の建 物が全壊するなど、甚大な被害が生じています。

あなたの大切な御家族を守るため、住まいの耐震性の点検、改 修工事に取組みませんか。

~鳥取県震災に強いまちづくり促進事業~

住宅の耐震改修工事の補助率を拡充しました

これまで、住宅の耐震改修工事費に対する助成額の割合(補助率)を23% としていましたが、工事前の耐震性能に応じて最大43%まで拡充しました。

これまでの補助率

1626868 84866688 13147600

エ事費の 23%

工事前の Iw>0.3 は+10%

工事費の 33% を補助

工事前の Iw≦0.3 は+20%

エ事費の 43% を補助

(Iwとは、耐震診断の結果得られる住宅の耐震安全性能を表す指標です。)

- 補助の上限額は 100 万円です。
- これまでどおり、一定要件を満たす段階的な耐震改修にも助成します。
- 補助制度の内容や、受付開始時期は市町村によって異なる場合があります。
- 耐震診断、改修設計に対する制度もあります。詳しくは裏面をご覧ください。



助成制度の内容

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた住宅は、旧耐震基準で建てられているため、耐震性が不足している恐れが あり、阪神・淡路大震災では、旧耐震基準の住宅に大きな被害が集中しました。

県では市町村と連携し、住宅の所有者が行なう耐震診断・耐震補強設計・耐震改修工事にかかる費用の一部を助 成しています。助成を希望される方は、申請先であるお住まいの市町村窓口へご相談ください。

助成の対象となる住宅

- ●昭和56年5月31日以前に建築された1戸建て住宅
- 1 耐震診断への助成額(一般診断法の場合)
 - ●診断費用の2/3以内で、74, 160円(設計図書がある場合は、57, 600円)が上限です。
- 2 耐震補強設計への助成額
 - ●設計費用の2/3以内で、16万円が上限です。
- 3 耐震改修工事への助成
 - ●助成の対象となる耐震改修工事は、次の3とおりです。

各階のIw値が 1.0以上となる 工事



各階のIw値が 0.7以上となる 段階的な工事



1 階の I w値が 1.0以上となる 段階的な工事



- ●補助率は下記の2とおりで、100万円が上限です。
 - 1) 工事前の lw値が0.3より高い場合…補助率は耐震改修工事費用の33%です。
 - 2) 工事前の lw 値が 0.3 以下の場合 …補助率は耐震改修工事費用の 4.3 %です。

例: 工事費用が 100 万円で、元の Iw 値が 0.3 の場合 43 万円の補助(従来は 23 万円)

●とっとり住まいる支援事業(リフォーム工事助成)との併用も可能ですので、詳しくは、県の担当 窓口までご相談ください。

(県産材使用量1m3 あたり2万円(県産規格材の場合は1万円を上乗せ)を助成します。)

建築物(上記の戸建て住宅以外)に対する助成

- ●一定の要件を満たす建築物に対し、以下のとおり助成します。
 - 1) 耐震診断

診断費用の2/3以内。(床面積あたり上限があります)

2) 改修設計

設計費用の2/3以内。(床面積あたり上限があります)

3) 耐震改修

改修費用の23%以内。(床面積あたり上限があります)

申請先・問合せ先

〇申 請 先: 住宅が建っている市町村の担当窓口で、申請を行ってください。

〇問合せ先: 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 電話 0857-26-7391、ファクシミリ 0857-26-8113

鳥取県東部生活環境事務所建築住宅課

電話 0857-20-3648、ファクシミリ 0857-20-2103

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

電話 0858-23-3235、ファクシミリ 0858-23-3266

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 電話 0859-31-9753、ファクシミリ 0859-31-9333

〇住まいまちづくり課 web ページもご覧ください。(http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?itemid=260758#itemid260758)